

税理士

連携短期継続特別保証

○最長5年間、決算書ごとに借換（継続）可能です！

毎月の返済がなく、資金繰りに余裕が持てます！

○顧問税理士・金融機関・信用保証協会が連携して、企業の成長をバックアップします！

税理士連携短期継続特別保証とは？

『名古屋税理士会に所属する税理士及び税理士法人』、『取扱金融機関』、『岐阜県信用保証協会』が連携して、中小企業・小規模事業者に疑似資本金な効果が期待できる資金を供給することにより、資金繰りの安定化を図るとともに、経営状況の把握に努め継続的な経営支援に取り組む特別保証制度です。

ご利用いただける方

岐阜県内に工場または事業所を有し、(1)～(4)の全てに該当する**法人**が対象です。

- (1) 取扱金融機関における与信取引が1年以上であること。
- (2) 名古屋税理士会に所属する税理士及び税理士法人（以下「税理士等」という。）が月次管理する中小企業・小規模事業者であって、税理士等の「推薦書」（所定様式）があること。
- (3) 直近決算において経常利益を計上していること。または債務超過でないこと。
- (4) 既保証分が条件変更等による返済緩和がされていないこと。

制度概要

保証限度	5,000万円（1企業1口限りとなります）
資金使途	運転資金（既保証付融資の借換えは出来ません）
保証期間	3か月以上1年以内 初回利用時の終期は、確定決算の申告期限から原則3か月以内とし、以後1年毎最大4回まで借換（継続）が可能です。
返済方法	一括返済（手形貸付形式による）
保証料率	基準料率（年0.45%～年1.9%の範囲） （①会計参与設置会社0.1%割引、②有担保0.1%割引、 ③税理士等が認定経営革新等支援機関の場合、または税理士法第33条の2第1項に規定する書面が添付されている場合0.1%割引） * 経営者保証を不要とする場合、利用者の保証料負担が最大0.45%上乘せされます。
貸付利率	金融機関所定利率
連帯保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は不要。
担保	原則 不要
借換（継続）のイメージ	<p style="text-align: center;">5年</p> <p style="text-align: center;">一括返済または、分割返済への変更（借換含む）によりご返済いただきます。</p> <p>借換（継続）を行う場合は、「決算概要報告書」（所定様式）の提出が必要です。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合は、借換（継続）はできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）既保証分が返済条件を緩和した場合 （2）業績の悪化に伴い、将来的な償還の見通しが難しくなった場合 （3）著しい社外流出が発生し、財務の健全性が損なわれた場合

（令和6年4月1日時点）

* このパンフレットは一切の信用保証・融資をお約束するものではありません。

金融機関及び当協会の審査の結果、ご希望に添えないこともございます。



岐阜県信用保証協会

お問い合わせ先は、
右記QRコードを読み取ってご確認ください。

